

## 自然湧出の温泉利用施設、日帰り温泉施設の扱いについて

### I. 自然湧出の温泉利用施設について

#### 1. 温泉の湧出形態の整理方法について

##### (1) 本検討会における整理方法

本検討会資料では、温泉の湧出形態（自噴（自然湧出、掘削自噴）、動力）については「温泉法」における掘削許可、動力の装置の許可状況から整理を行っている。

表 1 本検討会資料における温泉湧出形態の整理方法

掘削の許可 (法第 3 条)	動力の装置の許可 (法第 11 条)	本検討会資料における 湧出形態の整理方法
無	無	自然湧出
有	無	掘削自噴
有・無	有	動力揚湯

##### (2) 温泉湧出形態の内訳について

温泉利用状況調査（環境省自然環境局）においては、「自噴」と「動力」の 2 つに分けて集計されており、自噴については自然湧出と掘削自噴に区別されていない。

環境省水・大気環境局では、平成 22 年度に全国の自治体にアンケート調査を実施し、湧出形態別の源泉本数、ゆう出量について調査を行っている。この結果によると、全源泉（利用、未利用）の約 3%（源泉本数ベース、ゆう出量ベース）が掘削の許可、動力の装置の許可のない「自然湧出」となっていた。ただし、多くの自治体で自噴源泉の内訳が不明（区分不可能）となっており、必ずしも全体を把握したデータではない点に留意が必要である。

表 2 湧出形態別の源泉本数、ゆう出量（利用・未利用源泉、平成 20 年度末現在）

上段：本数あるいはゆう出量、下段：アンケート回答の自噴、動力の計に対する割合

	平成20年度温泉利用状況 (環境省自然環境局)			アンケート調査結果(環境省水・大気環境局調べ)							
	全国			アンケート回答があった都道府県 の源泉本数、ゆう出量の合計 (平成20年度温泉利用状況調査ベース)			湧出形態別の本数・ゆう出量の集計結果				
	自噴	動力	計	自噴	動力	計	自噴			湯揚力動	計
自然湧出							掘削自噴	不自噴区分	力揚湯		
本数	8,023	20,010	28,033	8,011	19,853	27,864	922	1,979	5,057	19,650	27,608
							3.3%	7.2%	18.3%	71.2%	100.0%
ゆう出量 (L/分)	800,338	1,971,684	2,772,022	799,416	1,938,608	2,738,024	73,128	177,839	488,597	1,911,322	2,650,885
							2.8%	6.7%	18.4%	72.1%	100.0%

自噴区分不可能とは、自噴が自然湧出であるか、掘削自噴であるかが分からないことを指す。

平成20年度温泉利用状況(環境省自然環境局)の本数、ゆう出量とアンケート調査結果(環境省水・大気環境局調べ)は都道府県における温泉台帳等の改訂が進んでいるため、厳密に一致していない。

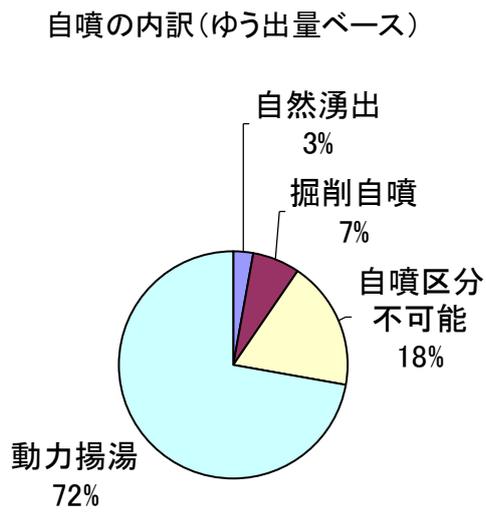
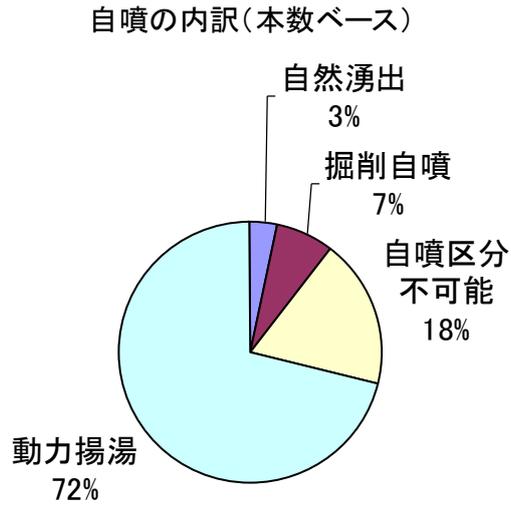


図 1 湧出形態別の源泉本数、ゆう出量の集計結果 (利用・未利用源泉)

## 2. 自然湧出の温泉利用施設の扱いについて

環境省水・大気環境局では、平成 22 年度に全国の自治体にアンケート調査を実施し、ほう素、ふっ素の濃度が高い源泉（ほう素：10mg/l 超、ふっ素：8mg/l 超）について調査を行っている。これらの濃度が高い源泉について湧出形態別に集計した。

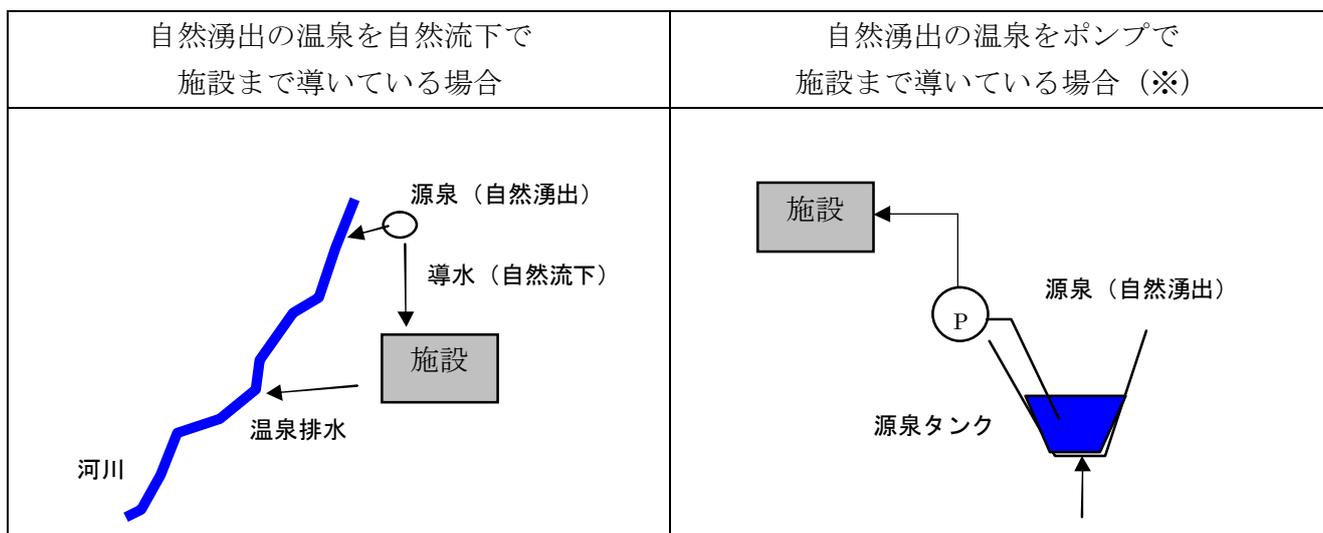
表 3 ほう素濃度が高い（10mg/l 超）源泉の湧出形態別本数（利用源泉のみ）  
（平成 20 年度末 環境省水・大気環境局調べ）

ほう素濃度	自噴		動力	小計
	自然湧出	掘削自噴	動力揚湯	
10～20mg/l	73	139	524	736
20～30mg/l	23	27	184	234
30～40mg/l	11	8	93	112
40～50mg/l	11	8	41	60
50～100mg/l	16	30	72	118
100～200mg/l	6	11	22	39
200mg/l～	1	6	11	18
小計	141	229	947	1317

表 4 ふっ素濃度が高い（8mg/l 超）源泉の湧出形態別本数（利用源泉のみ）  
（平成 20 年度末 環境省水・大気環境局調べ）

ふっ素濃度	自噴		動力	小計
	自然湧出	掘削自噴	動力揚湯	
8～16mg/l	65	49	417	531
16～24mg/l	11	7	89	107
24～32mg/l	0	1	30	31
32～40mg/l	0	0	6	6
40mg/l～	1	0	2	3
小計	77	57	544	678

これらの自然湧出の温泉を利用する施設のうち、平成 23 年度にヒアリング調査、源泉および排水の水質調査を行った施設では、以下のような 2 パターンがあった。



※源泉の位置が施設よりも低い位置にあるため、動力を使って導水。

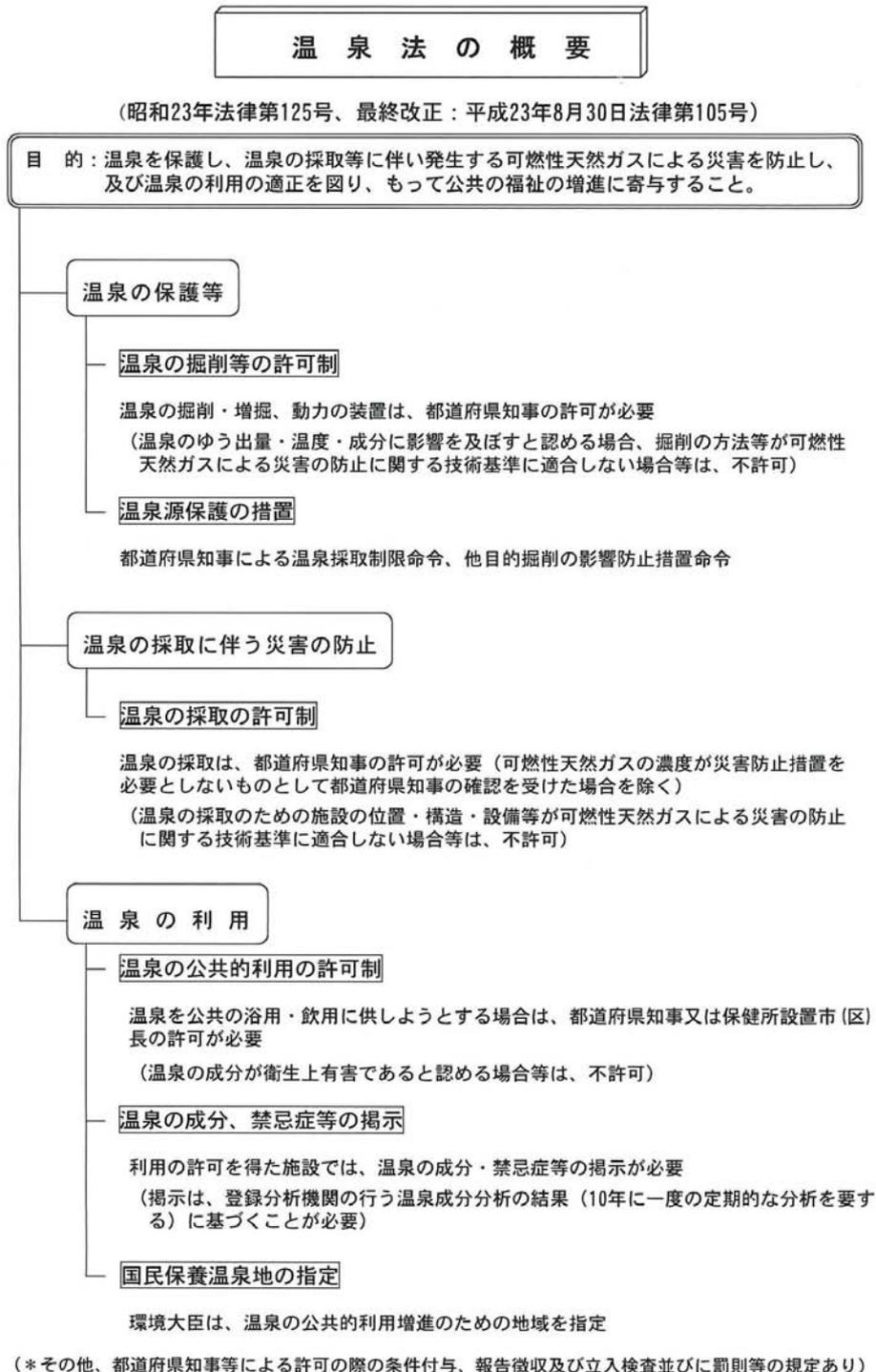
## 【参考】温泉法の概要について

### ①法の目的

この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### ②法の概要

以下に示すとおり。



【参考】利用されている源泉数と湧出量の推移

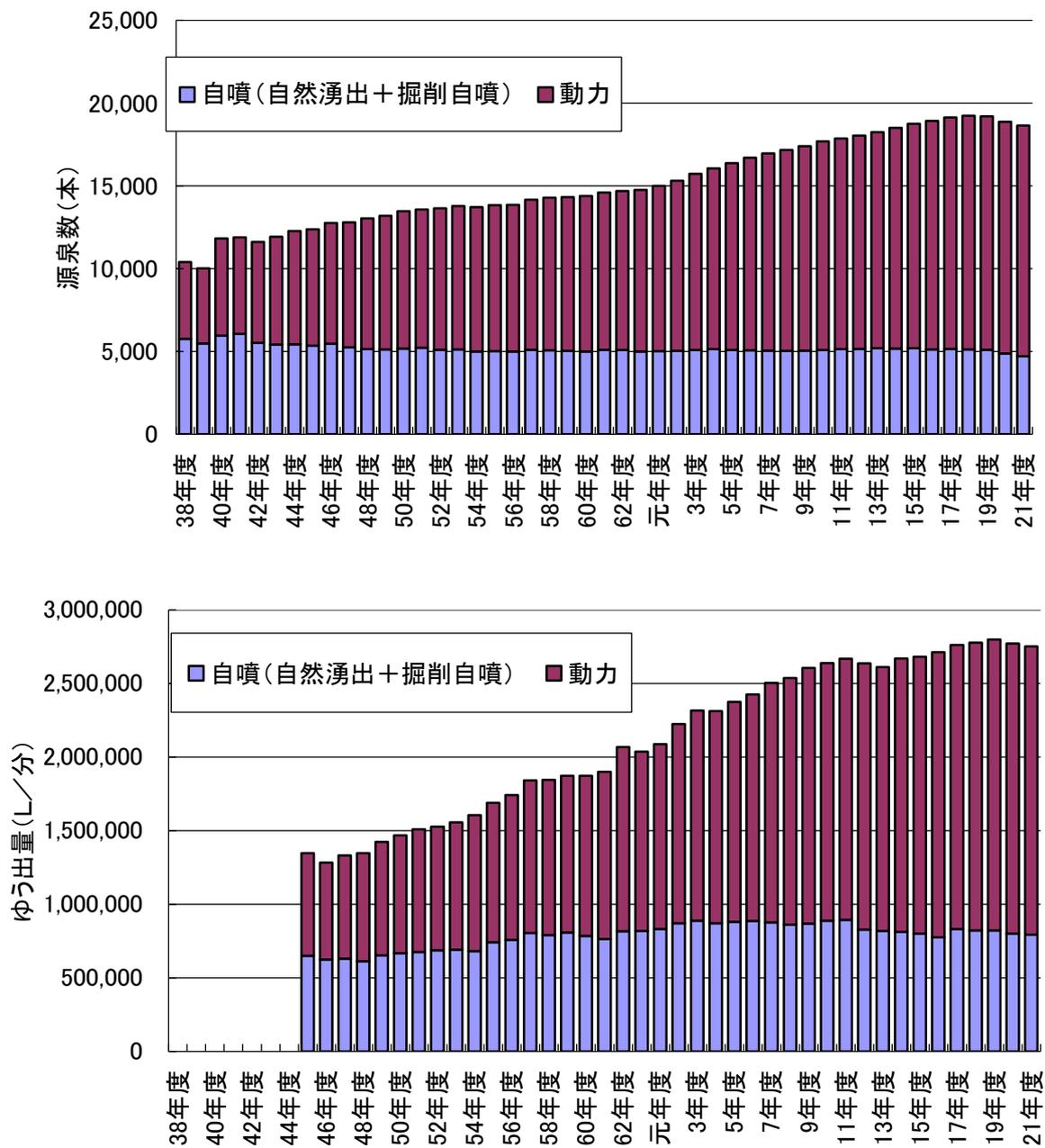


図 2 利用源泉数と湧出量の推移

出典) 温泉利用状況調査 (環境省自然環境局) より作成

## 【参考】 土壤汚染対策防止法における「自然由来により有害物質が含まれる汚染土壤の取扱い」

自然湧出の温泉の取扱いについて検討するため、参考として土壤汚染対策防止法における「自然由来により有害物質が含まれる汚染土壤の取扱い」を以下の通知、ガイドライン等より引用、整理した。

- ・『環水大土発第 110706001 号による平成 23 年 7 月 8 日付け一部改正後の「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号)』
- ・『土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版 2011 年』
- ・『土壤汚染対策法のしくみ 環境省・(財) 日本環境協会』

### (1) 法改正の経緯及び目的

旧法の施行を通して浮かび上がってきた課題や、旧法制定時に指摘された課題を整理検討するために平成 19 年 6 月に設置された「土壤環境施策に関するあり方懇談会」の報告が平成 20 年に取りまとめられた。この報告を受け、同年 5 月に中央環境審議会に対して今後の土壤汚染対策の在り方について諮問し、同年 12 月に答申がされている。改正法では、答申で指摘された課題を解決するため、健康被害の防止という旧法の目的を継承しつつ、土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壤の適正処理の確保に関する規定の新設等、所要の措置を講じている。

### (2) 自然由来により有害物質が含まれる汚染土壤の取扱い

旧法においては、「土壤汚染」は、環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 2 条第 3 項に規定する、人の活動に伴って生ずる土壤の汚染に限定されるものであり、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤をその対象としていなかったところである。しかしながら、法第 4 章において、汚染土壤（法第 1 6 条第 1 項の汚染土壤をいう。以下同じ。）の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたこと並びにかかる規制を及ぼす上で、健康被害の防止の観点からは自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤をそれ以外の汚染された土壤と区別する理由がないことから、同章の規制を適用するため、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤を法の対象とすることとする。

### (3) 法改正の施行まで及び施行後の経緯

平成 15 年 2 月 15 日	土壤汚染対策法施行
平成 20 年 12 月 19 日	中央環境審議会答申「今後の土壤汚染対策の在り方について」
平成 21 年 4 月 24 日	土壤汚染対策法の一部を改正する法律公布
平成 21 年 7 月 29 日	中央環境審議会答申「今後の土壤汚染対策の在り方について ～土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行に向けて～」
平成 21 年 10 月 15 日	土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令公布
平成 21 年 10 月 22 日	汚染土壤処理業の許可の申請の申請の申請の手続等に関する省令公布

平成 22 年 2 月 26 日	<p>土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令公布</p> <p>汚染土壌処理業の許可の申請の手続き等に関する省令の一部を改正する省令公布</p> <p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令公布</p>
平成 22 年 4 月 1 日	土壌汚染対策法の一部を改正する法律全面施行
平成 23 年 7 月 8 日	<p>土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令公布及び施行</p> <p>汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令公布及び施行</p>

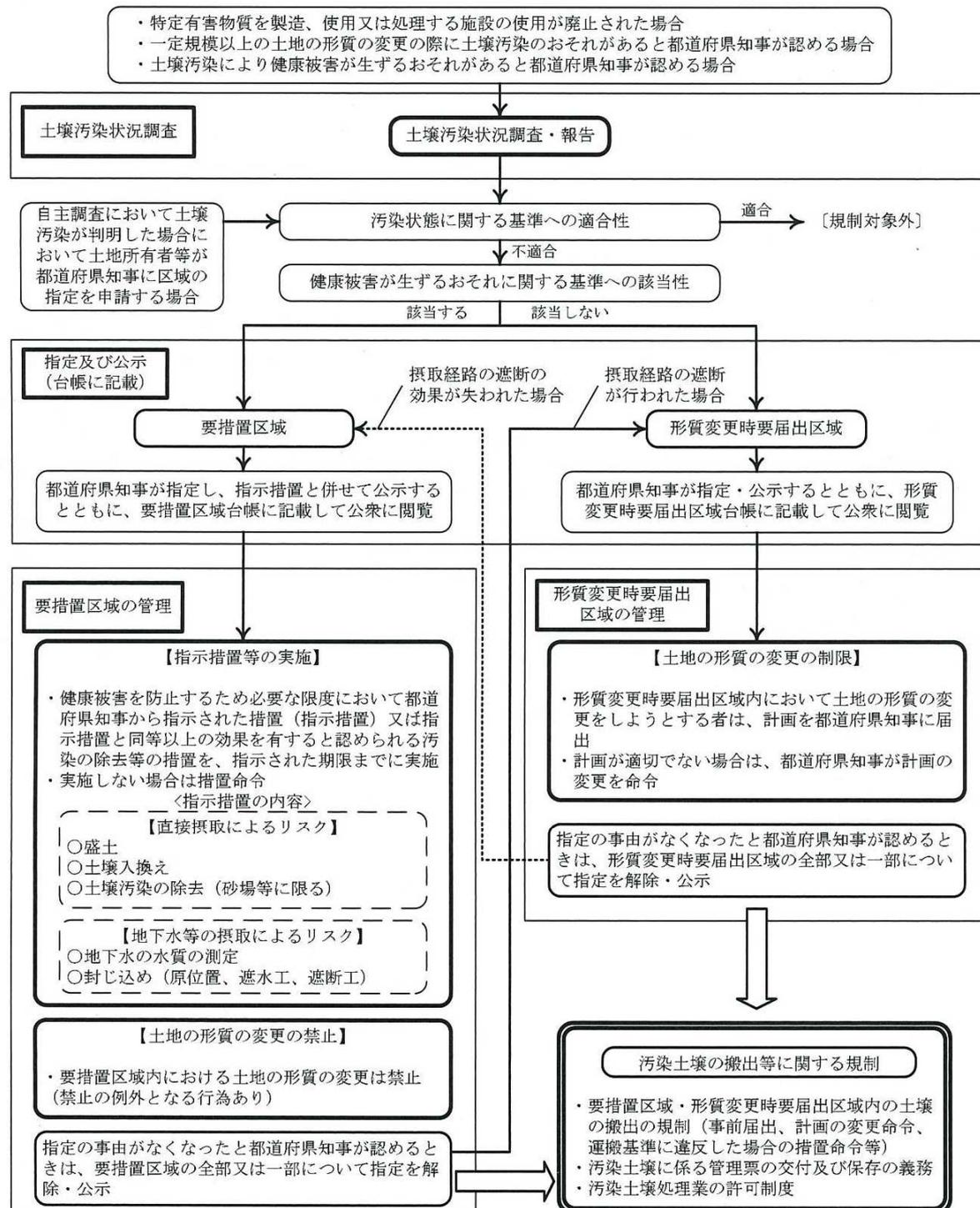
#### (4) 土壌汚染対策防止法の概要

法の対象物質、仕組みについては、図 3 に示すとおりであり、特定有害物質、汚染状態に関する基準は表 5、表 6 に示すとおりである。

「自然由来により有害物質が含まれる汚染土壌」についても「汚染土壌の搬出等に関する規制」が適用されている。

○対象物質：①有害物質を含む土壌を摂取すること、②土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取することの2つの経路に着目し、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある、有害物質として政令で指定した25物質（特定有害物質）

○仕組み



○土壌汚染対策の円滑な推進を図るため、措置の助成（要措置区域内で措置を講ずる者が負担能力が乏しい場合）、助言、普及啓発等を行う指定支援法人を指定し、基金を設置。

図 3 土壌汚染対策法の概要

表 5 法第 2 条第 1 項の特定有害物質

特定有害物質の種類	地下水の摂取等によるリスク	直接摂取によるリスク	分類
四 塩 化 炭 素	○	—	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
1,2-ジクロロエタン	○	—	
1,1-ジクロロエチレン (別名 塩化ビニリデン)	○	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	—	
1,3-ジクロロプロペン (別名 D-D)	○	—	
ジクロロメタン (別名 塩化メチレン)	○	—	
テトラクロロエチレン	○	—	
1,1,1-トリクロロエタン	○	—	
1,1,2-トリクロロエタン	○	—	
トリクロロエチレン	○	—	
ベンゼン	○	—	
カドミウム及びその化合物	○	○	
六価クロム化合物	○	○	
シアン化合物	○	○	
水銀及びその化合物	○	○	
セレン及びその化合物	○	○	
鉛及びその化合物	○	○	
砒素及びその化合物	○	○	
ふっ素及びその化合物	○	○	
ほう素及びその化合物	○	○	
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ) -1,3,5-トリアジン(別名 シマジソン 又は CAT)	○	—	第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロペンシル(別名 チオペンカルブ 又はペンチオカーブ)	○	—	
テトラメチルチウラムジスルフイト(別名チ ウラム又はチラム)	○	—	
ポリ塩化ビフェニル (別名 PCB)	○	—	
有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名 パラチオン)、ジメチルパラ ニトロフェニルチオホスフェイト(別名 メチルパ ラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチ オホスフェイト(別名 メチルジメトン) 及びエチルパラニトロフェニルチオホペンゼ ンホスホネイト(別名 EPN)に限 る。)	○	—	

表 6 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—	0.02 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

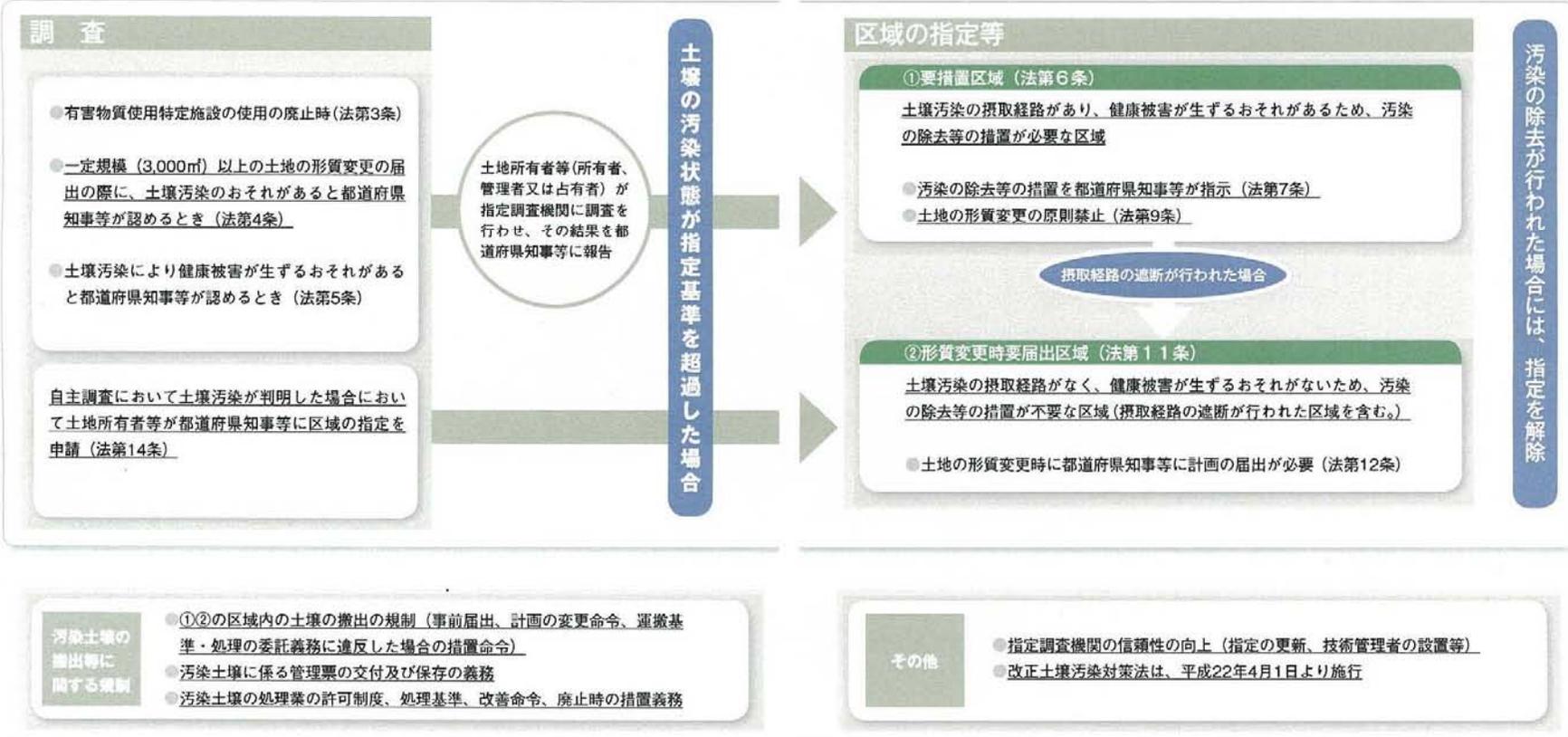
# 4

## 土壌汚染対策法の概要

### 目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

### 制度



※下線部が平成21年4月の改正内容

## 【参考】水質汚濁に係る環境基準における「自然的原因」の考え方の整理

### ○水質汚濁に係る環境基準の取扱いについて（公布日：昭和 45 年 07 月 23 日 経企水公 77 号）

#### 第一 環境基準の基本的性格

環境基準設定に関する基本的なものの考え方は、次のとおりである。

(1) 水質汚濁に係る環境基準は、公害対策基本法第 9 条の規定に基づき、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として設定されたものである。

ア (省略)

イ (省略)

(2) (省略)

(3) 環境基準設定の前提条件としては、人の健康の保護に関するものは、その性質上、水量など水域の条件の如何を問わず、常に維持されるべきものとすることとし、これに対して、生活環境の保全に関するものは、水域が通常の状態の下にある場合を前提として維持されるものとするとしている。したがって、生活環境に係る場合は、渇水時等異常な状態の下では、例外的に維持されないこともありうるものである。

(4) 環境基準の維持達成の期限は、人の健康の保護に関するものについては、猶予期間を置かず、設定後直ちに達成し、維持すべきものとし、これに対し、生活環境の保全に関するものについては、諸般の状況にかんがみ、直ちに達成することが困難と考えられる場合においては、達成すべき期限を明らかにしその期限内における達成が期せられるべきものとするとしている。

#### 第二 環境基準の内容

##### 1 人の健康の保護に関する環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準は、告示の別表 1 のとおり、全公共用水域につき一律に適用されるものとして設定された(告示の第 1 の 1)。これは、人の健康は何物にも優先して尊重されなければならないため、水域ごとに数値に差異を設けたり、一部の水域には適用しないこととしたりすることが適当でないことによる。

## 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について】

(公布日：平成 5 年 03 月 08 日 環水管 21 号)

### 1 環境基準達成状況の評価について

人の健康の保護に関する環境基準の項目(以下「環境基準健康項目」という。)の基準値が年間平均値とされたことから、公共用水域における環境基準の達成状況は、同一測定点における年間の総検体の測定値の平均値により評価する。その際、不検出の検体については、定量限界値を用いて平均値を算出することとする。

ただし、全シアンについては基準値が最高値とされたことから、同一測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価する。また、アルキル水銀及び PCB については、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって環境基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」(昭和 49 年 12 月 23 日付け環水管第 182 号、環境庁水質保全局長通知)記の 2 に定めるとおりとする。

### 2 自然的原因による検出値の評価について

水銀、鉛、砒(ひ)素等、人為的な原因だけでなく自然的原因により公共用水域等(地下水を含む。以下同じ。))において検出される可能性がある項目についても、一律の値を設定することとしたが、公共用水域等において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されたと判断される場合には、測定結果の評価及び対策の検討に当たってこのことを十分考慮することとされたい。

なお、自然的原因とは、鉱床地帯等において岩石、土壌等からの溶出等の自然的要因による場合(水銀鉱床等において人為的要因(例えば休廃止鉱山)があり、それによる汚染がないように十分防止対策が講じられているにもかかわらず、当該地域の自然的要因による汚染が認められる場合を含む。))をいうものとする。

## ○環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について (公布日：平成 13 年 05 月 31 日 環水企 92 号)

### 第 1 環境基本法関係

水質汚濁に係る環境基準の類型指定は、環境基本法第 16 条第 2 項に基づき、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成 5 年政令第 371 号)別表に定める水域以外は、都道府県が法定受託事務として行うこととされた。都道府県が事務を行う際には、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号。以下「告示」という。)に定めるほか、以下によることとする。

(1)~(4) (省略)

## 第2 水質汚濁防止法関係

### 1 常時監視(法第15条関係)

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合

#### 1) 人の健康の保護に関する環境基準

水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況は、同一測定点(公共用水域にあっては、当該測定点は表層における地点とする。)における年間の総検体の測定値の平均値により評価する。その際、不検出の検体については、定量限界値を用いて平均値を算出することとする。

ただし、全シアンについては基準値が最高値とされたことから、同一測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価する。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって環境基準達成と判断する。

さらに総水銀については、告示別表第1備考第1において、総水銀に係る基準値については、年間平均値として達成、維持することとされているが、年間平均値として達成維持することとは、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に「定量限界値未満(以下「ND」という。)」が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/lであることをいい、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/lを超える検体数が総検体数の37%未満であることをいうものとする。

なお、地下水の環境基準達成状況の評価は、地下水質調査方法に示す調査区分ごとに、毎年の測定結果について、検出の有無とともに、基準値の超過率すなわち基準値を超過した測定地点の割合で行うこと。なお、地域の全体的な汚染の状況は概況調査における評価を基本とし、その他の調査区分における評価については、それぞれ調査目的を勘案して行うこと。

#### ・自然的原因による検出値の評価

公共用水域等において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されたと判断される場合は、測定結果の評価及び対策の検討に当たってこのことを十分考慮すること。

なお、自然的原因とは、鉱床地帯における岩石等からの溶出、海水の混入等をいうものとする。

ふっ素及びほう素は自然状態で海水中に高濃度で存在していることから、汽水域等において環境基準を超過している水域が多く存在する。環境基準を超過している汽水域等については、海水の影響の程度を把握し、その他の水域とは別に整理することとする。汽水域等における海水の影響の程度の把握方法及び測定結果の整理の方法についての詳細は「汽水域等における「ふっ素」及び「ほう素」濃度への海水の影響程度の把握方法について」(平成11年3月12日環水企第89—2号、環水管第68—2号)によること。

## II. 日帰り温泉施設について

平成 22 年度に実施した温泉源泉等調査では、温泉を利用する施設について、1\_宿泊施設、2\_公衆浴場、3\_その他、の 3 つに区分して調査を実施している。ここでいう、宿泊施設、公衆浴場の定義は以下のとおりである。

表 7 宿泊施設、公衆浴場の定義

用語	用語の定義	備考
宿泊施設	旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号) 第 2 条第 1 項に規定するもの	以下の施設を設置する特定事業場は排水規制の適用を受ける。 ・旅館業（旅館業法第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
公衆浴場	公衆浴場法（昭和 23 年 7 月法律第 139 号）第 1 条に規定するもの	

資料 5 の表 2 に示す温泉利用施設（宿泊施設、公衆浴場、その他）については、事業者ヒアリング等調査を行ったが、ヒアリング時の現地状況から「公衆浴場」、「その他」の事例を表 8 に整理した。

表 8 中の「公衆浴場」、「その他」の事例は、ここでは下記のように定義して分類している。

- ・日帰り温泉施設：一般利用者が料金を支払い入浴する施設
- ・共同浴場：料金を徴収しない施設
- ・浴場：特定の人（例えば、施設に入所している人）しか利用できない施設
- ・温泉スタンド：一般利用者が温泉を持ち帰るための施設（現地状況により判断）
- ・足湯：全身の入浴ではなく、足だけ浸かる施設（現地状況により判断）

表 8 公衆浴場、その他施設の内容

施設番号	濃度が高い項目	施設区分	経営主体	公衆浴場、その他の内容
1	ほう素	宿泊施設	-	
2	ほう素	公衆浴場	公営	日帰り温泉施設(老人福祉施設内)
3	ほう素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設
4	ほう素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設(ゴルフ場に設けられた施設)
5	ほう素	公衆浴場	公営	日帰り温泉施設
6	ほう素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設
7	ほう素	宿泊施設	公営	
8	ほう素	公衆浴場	公営	共同浴場(温泉団地内)
9	ほう素	公衆浴場	公営	日帰り温泉施設(老人福祉施設)
10	ほう素	その他	-	浴場(老人ホーム内)
11	ほう素	その他	公営	日帰り温泉施設(保健福祉施設内)
12	ほう素	宿泊施設	-	
13	ほう素	宿泊施設	-	
14	ほう素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設
15	ほう素	その他	公営	温泉スタンド
16	ほう素	公衆浴場	公営	日帰り温泉施設
17	ほう素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設
18	ほう素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設
19	ほう素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設
20	ほう素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設
21	ほう素	宿泊施設	-	
23	ほう素	宿泊施設	-	
24	ほう素	宿泊施設	-	
25	ほう素	宿泊施設	-	
26	ほう素	その他	-	足湯
27	ふっ素	宿泊施設	-	
28	ふっ素	宿泊施設	-	
29	ふっ素	宿泊施設	-	
30	ふっ素	宿泊施設	-	
31	ふっ素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設
32	ふっ素	宿泊施設	-	
33	ふっ素	宿泊施設	-	
34	ふっ素	宿泊施設	-	
35	ほう素	宿泊施設	-	
36	ほう素	公衆浴場	公営	日帰り温泉施設
37	ふっ素	宿泊施設	-	
38	ふっ素	宿泊施設	-	
39	ふっ素	宿泊施設	-	
40	ふっ素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設
41	ふっ素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設
42	ふっ素	公衆浴場	-	日帰り温泉施設
43	ふっ素	宿泊施設	-	
44	ふっ素	宿泊施設	公営	
45	ふっ素	宿泊施設	-	
46	ふっ素	その他	公営	共同浴場(町民のための施設)
47	ふっ素	その他	公営	共同浴場(町民のための施設)
48	ふっ素	宿泊施設	-	
49	ふっ素	宿泊施設	-	
50	ふっ素	公衆浴場	公営	

日帰り温泉施設の例（施設番号 16）



日帰り温泉施設の例（施設番号 36）



共同浴場の例（施設番号 46）



足湯の例（施設番号 26）



日帰り温泉施設の例（施設番号 9）



共同浴場の例（施設番号 8）



共同浴場の例（施設番号 47）



温泉スタンドの例（施設番号 15）



## 【参考】宿泊施設について

旅館業法第2条第1項に規定するものとは、以下のとおりである。

旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）

- 第二条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。
- 2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。
  - 3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。
  - 4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。
  - 5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。
  - 6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

## 【参考】公衆浴場について

### ◆ 公衆浴場法概要 ◆

公衆浴場法（昭和 23 年 7 月法律第 139 号）

#### 1 定義

公衆浴場は、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と定義されているが、これらの営業を行う場合には公衆浴場法に基づき都道府県知事の許可を得なければならない。

#### 2 適用

公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場は、一般公衆浴場とその他の公衆浴場がある。

##### (1) 一般公衆浴場

地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令（昭和 21 年 3 月勅令第 118 号）によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」の他、老人福祉センター等の浴場がある。

##### (2) その他の公衆浴場

保養・休養を目的としたヘルスセンター・健康ランド型のもの、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併設されるもの、工場等に設けられた福利厚生のための浴場、サウナ、個室付き公衆浴場、移動入浴車、エステティックサロンの泥風呂等がある。

他法令に基づき設置され衛生措置の講じられているものは公衆浴場法の適用外とされており、労働安全衛生法による作業場に設けられた浴場や労働基準法による事業附属寄宿舍、旅館業法の適用を受ける宿泊施設の浴場が該当する。また、専ら他法令、条例等に基づき運営され衛生措置の講じられている、病院や老人保健施設のデイ・ケアとして使用する浴場、国や自治体によって寝たきり老人等を対象に入浴介助を伴った入浴サービスに使用される浴場は許可の対象外となる。

なお、遊泳プールに付帯する採暖室・採暖槽は浴場ではない。また、もらい湯等は業（反復継続の意思と社会性を持って行われること）として行われていないものは対象にはならない。

#### 3 営業の許可

業として公衆浴場を経営するものは、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあつては、市長又は区長）の許可を受ける必要がある。

公衆浴場の許可は、都道府県の条例で定める構造設備基準・適正配置基準に従っていなければならない。

公衆浴場の運営は、都道府県の条例で定める換気、採光、照明、保温、清潔等の衛生・風紀基準に従っていなければならない。

#### 4 伝染性の疾病にかかっている者に対する入浴拒否

伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては入浴を拒否しなくてはならない。

#### 5 環境衛生監視員

公衆浴場が衛生基準に従って運営されているかどうか、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあつては、市長又は区長）は報告を求め、立ち入り検査をすることができる。この業務は環境衛生監視員が行う。

#### 6 許可取消又は停止

都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、都道府県の条例で定める構造設備基準等に反するときは許可の取消又は営業の停止を命ずることができる。この場合、公開の聴聞を開かなくてはならない。

#### 7 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

（昭和 56 年 6 月法律第 68 号）

物価統制令の適用を受ける公衆浴場（銭湯）については、その減少傾向に歯止めをかけるため、国や自治体が必要な措置をとることを定めた法律である。

出典）厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei04/04.html>）

また、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）では、公衆浴場は以下の 2 種類に分類されている。

産業分類 細分類	説明及び内容例示
7841	<p>一般公衆浴場業</p> <p>日常生活の用に供するため、公衆又は特定多数人を対象として入浴させるもので、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 38 号）に基づく都道府県知事の統制をうけ、かつ、当該施設の配置について公衆浴場法第 2 条第 3 項に基づく都道府県の条例による規制の対象となっている事業所をいう。</p> <p>○銭湯業 ×温泉浴場業 [7851]；蒸しぶろ業 [7851]；コインシャワー業 [7899]</p>
7851	<p>その他の公衆浴場業</p> <p>薬治、美容など特殊な効果を目的として公衆又は特定多数人を対象として入浴させる事業所をいう。</p> <p>○温泉浴場業；蒸しぶろ業；砂湯業；サウナぶろ業；スパ業；鉱泉浴場業；健康ランド；スーパー銭湯 ×銭湯業 [7841]；ソープランド業 [7899]</p>

**【参考】温泉を利用する宿泊施設、公衆浴場**

宿泊施設数および温泉利用の公衆浴場数（温泉利用状況調査（環境省自然環境局調べ））は図 4 のとおりである。

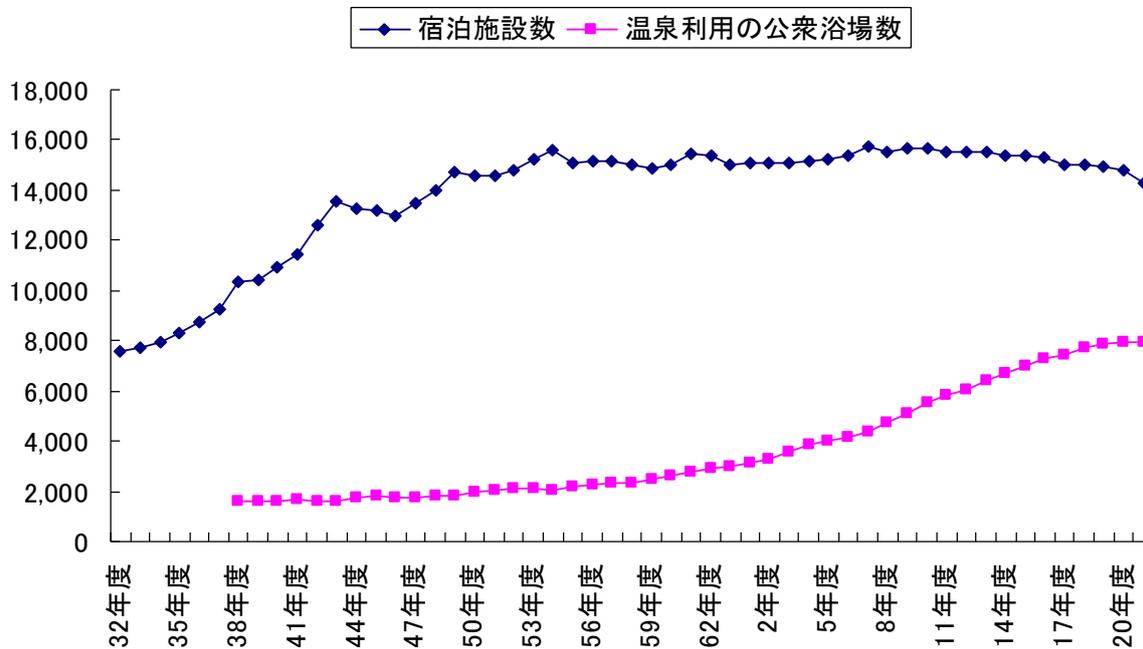


図 4 宿泊施設数及び温泉利用の公衆浴場数

出典) 温泉利用状況調査（環境省自然環境局）より作成